

大阪府監査委員告示第16号

大阪府包括外部監査人が執行した平成21年度、平成20年度及び平成19年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年12月3日

大阪府監査委員	京極	俊明
同	川合	通夫
同	光澤	忍
同	磯部	洋
同	赤木	明夫

包括外部監査結果に基づき講じた措置について
(通知文)

行 革 第 1373号
平成22年10月29日

大阪府監査委員	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	川合	通夫	様
同	光澤	忍	様

大阪府知事 橋下 徹

包括外部監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成21年度、平成20年度及び平成19年度の包括外部監査結果に基づき、平成22年9月17日までに講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

(別紙)

- 1 平成21年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況
出資法人に関する財務事務について

総括表

【平成 22 年 9 月 17 日現在】

項 目		監査の結果			意 見		
		件数	措 置	経過報告	件数	措 置	経過報告
府の財務事務に対する指摘	出資の有効性検討	0	0	0	6	4	2
	出資法人との関わり（人的関与を含む）のあり方	0	0	0	18	18	0
	公益法人制度改革への対応	0	0	0	1	1	0
	出資法人への貸付金・委託料・補助金の検討	7	7	0	25	20	5
	出資法人への府有財産の貸付	0	0	0	1	0	1
	出資法人への損失補償・債務保証	0	0	0	1	1	0
各出資法人に対する指摘	財団法人大阪産業振興機構	0	0	0	3	3	0
	財団法人大阪府タウン管理財団	0	0	0	5	5	0
	大阪府住宅供給公社	0	0	0	2	2	0

(注1) 監査の結果・・・①合規性、②3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、是正・改善を求めるもの
 意見・・・・・・・・・・監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置・・・・・・・・・・監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの
 経過報告・・・・・・・・措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
第4 監査の結果及び意見（府の財務事務に対する指摘）			
<p>【1】出資の有効性検討</p> <p>2. 意見</p> <p>（1）「財政再建プログラム（案）」の方向性として自立化を目指す法人については出資のあり方を見直すべき</p>	<p>財政的・人的関与を最小限に抑制する、という方針を明確にしているのであるから、出捐の回収ができない公益法人や社会福祉法人以外の株式会社の指定出資法人については、自立化のため、将来においては可能な限り府の出資比率を下げる事が望ましいと考える（意見番号1）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社大阪国際会議場 ・大阪高速鉄道株式会社 ・堺泉北埠頭株式会社 	<p>【株式会社大阪国際会議場】</p> <p>府の出資比率など、当該法人と府の関係を含め、国際会議場のあり方検討を行っており、平成24年3月までに基本的方向を決定する。</p> <p>【大阪高速鉄道株式会社】</p> <p>現在、9期連続で単年度黒字を計上しているものの、依然として累積損失（約98億円）を抱えており、また借入金（約292億円）が残っている。今後は、同社の自立化に向けて、累積損失解消や借入額縮減の取組みを進めるとともに、府の出資比率引下げについては、財政構造改革プラン（素案）の方向性を踏まえ、国に対する補助制度改正（出資比率要件の緩和）の要望検討を行うこととする。</p> <p>【堺泉北埠頭株式会社】</p> <p>平成22年5月に国土交通省が成長戦略を発表し、将来の港湾経営の主体を三セク会社とするよう法制化することや税の優遇措置等を検討することが盛り込まれたところ。</p> <p>将来、同社が港湾経営の主体となる場合は、府の出資による関与や人的関与が一定必要となることが見込まれるため、財政構造改革プラン（素案）の方向性を踏まえ、国の動向を見極めながら出資のあり方を検討していく。</p>	<p>経過報告</p> <p>措置</p> <p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>(2) 出資に対する効果の測定をすべき</p> <p>①株式配当収入の効果の確認</p>	<p>次の2出資法人については、さらに出資の効果としての配当を要求することが可能であると考え（意見番号2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社大阪国際会議場 堺泉北埠頭株式会社 	<p>【株式会社大阪国際会議場】</p> <p>平成23年度から、施設利用料収入の一定割合を修繕積立金として府に納付し、府の基金に積み立て、大規模修繕に充てる「修繕積立金制度」を導入することで、当該法人と合意済み。合意により、実質上、配当増額を要求する以上の効果が見込まれる。</p> <p>【堺泉北埠頭株式会社】</p> <p>出資による配当については、平成20年度に、8%から10%に引き上げたところ。（配当額544万円）</p> <p>配当による収入以外に、府に代わり港湾施設を自社資金で整備し府の建設費を抑制（総投資額：53億円）するなど、株式配当の増額を要求する以上の大きな効果を上げていることから、引き続き、その取組みの拡充について、法人を指導していく。</p>	<p>措置</p> <p>経過報告</p>
<p>②現物出資を行った場合の出資対象であった現物の使用状況確認</p>	<p>今後同様の取引があった場合には府へ報告をさせるように出資法人へ求めるべきであり、覚書等にその旨を規定すべきである（意見番号3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人雇用・能力開発機構 	<p>雇用・能力開発機構は廃止予定（国の閣議決定済み）であるが、今後、同様に現物出資を行う場合があれば、その処分について府へ報告するよう求めるとともに、覚書等にその旨を規定するよう協議する。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
	<p>一方、独立行政法人に対する出資とは異なり、財団法人に対して府有土地等の現物を出捐する場合が見られるが、こうした土地等の売却や他目的での流用を防ぐためには、例えば次の方法も有用である。財団法人大阪府産業基盤整備協会へ府が土地及び建物を出資した際の「府有財産無償譲渡契約書」において、「甲（府）は、乙（財団法人大阪府産業基盤整備協会）がこの契約に定める義務を履行しないとき、譲渡物件を指定用途に供さなくなったとき又は事業の目的が終了した場合は、この契約を解除し、乙は譲渡物件を甲に返還するものとする」とある。このような条項を現物出資時の契約書に記載することを検討すべきである（意見番号4）。</p>	<p>今後、財団法人等に対して府の財産を現物出資（無償譲渡）する際には、「普通財産の随意契約処分に係る用途指定等取扱要領」等に基づき、その用途指定、指定用途に供さなくなった場合や事業の目的が終了した場合に当該財産を府に返還するなどの取扱いを契約書に定めることとする。</p> <p>特に、指定出資法人については、基本財産その他の重要な財産を処分するときに府への事前協議が必要であることから、その際にも財産の適切な取扱いについて点検していく。</p>	措置
③その他出資法人への出資の有効性の確認	<p>その他出資法人のうちでも、財団法人大阪府生活衛生営業指導センターのような出資比率が一定程度高く、府の財政的支援が比較的多額である法人については、出資法人グループにおいても各事業担当課の協力のもとで決算書及び事業報告書を入手し、分析等を行うよう努めるべきである（意見番号5）。</p>	<p>府が出資する全ての法人（府による経営評価の対象となる指定出資法人を除く。）の状況の把握、分析等に資するため、定期的に、事業目的・役職員数・財務状況・府の財政的関与等について調査を実施し、併せて決算書等を入手することとした（平成22年7月実施）。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>【2】出資の有効性検討（出資法人の低・未利用資産）</p> <p>3. 意見</p> <p>（1）本来の事業に供されていない資産の有効活用を検討すべき</p>	<p>資産は本来の事業の用に供していなくても毎年維持管理コストが発生するから、本来の事業に使われていない資産については早急に売却する、もしくは、他の用途で使用するなど有効活用を図るべきであり、府は各法人に対してその旨を指導することが望まれる（意見番号6）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人大阪府タウン管理財団 ・大阪府住宅供給公社 ・大阪府土地開発公社 ・大阪府都市開発株式会社 ・地方独立行政法人大阪府立病院機構 	<p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構】</p> <p>呼吸器・アレルギー医療センター医師公舎用地は、現存建物の現況確認等売却に向けた環境整備を行った上で、22年度中に売却予定。</p> <p>また、同センター局長公舎跡地についても売却するため、隣接地所有者と境界確定に向け手続中。</p> <p>【大阪府土地開発公社】</p> <p>平成13年9月策定の大阪府行財政計画（案）で、土地開発公社の未利用代替地を「負の遺産」と位置づけ、公社において積極的な処分が図られるよう、処分時に発生する差損額の支援（23年度まで）などを行ってきた結果、平成21年度末残資産は約50億円となっており、計画当初の290億円から約6分の1まで減少している。今後も、引き続き、早期処分に向けた取り組みを進める。</p> <p>【大阪府都市開発株式会社】</p> <p>東大阪市長田駅前用地は、事業用定期借地方式による事業者選定のため事業提案募集を実施。（平成23年度中に契約締結予定）</p> <p>本町橋用地は、シティプラザ大阪の敷地の一部として大阪府市町村職員共済組合に賃貸。平成23年度中に同組合への売却に向け協議中。</p>
		措置
		措置
		措置

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
	<p>【大阪府住宅供給公社】</p> <p>本来の事業に供していない資産については、売却・有効活用等により経営改善に資することが重要であり、公社では、今後とも処分方法等の検討を行い、計画的な対策を行っていく。また、府としても早期に売却、活用等するよう指導していく。なお、進捗状況は下記のとおり。</p> <p>埴生の里団地については、平成 21 年 7 月に売却済み。</p> <p>貝塚三ツ松団地の保育園に有償貸付している土地については、平成 22 年 2 月に有償譲渡による買受け意向打診を行い、その後、平成 22 年 5 月、7 月に条件面などで協議を行っている。</p> <p>河内長野団地の一部については、平成 22 年 8 月に一般競争入札による売却手続きを開始。</p> <p>その他の本来の事業に使われていない資産については、処分可能性の洗い出しを行い、可能性のあるものから処分方法を検討した上で、調整を行うこととしている。</p>	措置
	<p>【財団法人大阪府タウン管理財団】</p> <p>大阪府タウン管理財団においては、中期経営計画（平成 23 年度まで）に基づき、条件の整ったものから、順次、民間や地元市等へ資産の売却・引継ぎを進め、事業の縮小を図っているところであり、今後も、早期処分に向けて、関係機関等との協議を積極的に行う。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
		<p>平成 21 年度は、旧佐竹台テニスコート跡地等の土地を売却済み。平成 22 年度は、堺 5 区利便施設、吹田市配水場北側宅地等の処分に向けて、関係機関等と調整を行う。</p> <p>また、期限付きの貸付けにより資産の有効活用に努めている。</p>	
<p>【3】出資法人との関わりのあり方</p> <p>1. 公益法人等の余剰資金保有状況に応じた寄付等の要求</p> <p>(2) 意見</p> <p>①公益法人の基本財産及び内部留保の状況に応じた寄付等の要請への検討が必要</p> <p>(A) 検討結果</p>	<p>府の財政状況が極めて厳しい現状を踏まえれば、出資法人の余剰資金は合理的水準に抑え、府から出資法人に対する支出を削減し、あるいは余剰資金を府に還元すべきである。還元を受けた資金については、府ではさらに緊急度の高い事業のための資金として有効活用できるかもしれない。還元方法としては寄付による方法以外に、出資法人からの借入れ（可能であればCMSシステムを利用した借入れ）を行うことも考えられる。</p> <p>上記の検討の視点に沿って検討した結果、各法人の財政状況に応じた監査人の見解は次のとおりであり、6 法人に対して合計 3,525,789 千円の寄付等を求めることができると考える。なお、当報告書においては各法人の財務諸表等の資料の検討に留めたため、内部留保の検討のフローの中でも、「特定目的資産以外の資産が事業</p>	<p>大阪府指定出資法人に関する専門家会議において、法人の経営評価に関する検討を行う中で、各法人の資金状況を含む財務についてもチェックしていく。</p> <p>ただし、余剰資金の府への寄附や配当アップのためには、理事会や株主総会の議決が必要であることから、個々の法人の状況等を踏まえつつ、法人に要請を行っていく。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>実施に不可欠な資産か」については、十分な検討を実施していない。今後は府が自ら各法人の実施事業の内容及び将来展開（中長期計画の内容等）、事業活動収支差額の状況を十分に検討したうえで府の収入可能額を試算することは可能であり、積極的に取り組むことが望まれる。これに関して今後、財政数値に基づいたベンチマークを設定し、配当要求や余剰資金の寄付の要求等のアクションプランをあらかじめ策定することが求められる。さらに、これを継続して監視する体制を整えることも必要である(意見番号7)。</p>			
<p>◆財団法人大阪府産業基盤整備協会</p>	<p>事業実施方針の変更等に伴い当契約に定めるとおり指定用途に供さなくなった場合等においては、契約どおり、府へ返還されるものとしている(意見番号8)。</p>	<p>指定用途を定めて府が指定出資法人等へ譲渡した土地・建物について、当該法人が指定用途に供さなくなった場合は、譲渡した際の契約の定めに従い、法人に対して適正な対応を求めることとする。</p>	<p>措置</p>
<p>◆財団法人千里ライフサイエンス振興財団</p>	<p>自己収入が少額である中、基本財産運用益、府事業費補助金等に頼った運営が行われている。これに加え、経年事業安定積立資金 911,000 千円の運用収入をもって事業費に充てている。しかし、特定資産運用による収入を考慮しない収支差額(平成 20 年度の場合 △33,816 千円)を</p>	<p>財団法人千里ライフサイエンス振興財団は、大阪府が調整役となり産学官の協調により設立され、府と民間からの出捐や、企業からの人的支援などの協力体制で運営されている。</p> <p>当財団に対し、府に対する寄付を求めることは、設立以来の産学官の協調体制の前提を崩し、関係機関からの協力維持が困難となり、財団運営への支障が懸念される。</p>	<p>措置</p>

	包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
	<p>特定資産取崩により充当した場合、約27年要し、資産運用利回り率が低い平成21年度以降の状況を鑑みても、経常費用に充てるために当資金全額を留保しておく意義は高いとはいえない。府以外の出捐者からの協力のもとで実施している事業であり、協力事業者との協議を要するであろうが、今後の事業展開に支障の出ない限り、現時点においては府の別の事業のために有効活用するために一部の寄付等を求めることは可能と考える（意見番号9）。</p>	<p>また、当財団については府との役割分担を検討することとしており、今後の事業内容や規模が明らかになっていない状況などを踏まえると、府に対して寄付を求めることは適切でないと考える。</p>	
<p>◆財団法人大阪府みどり公社</p>	<p>特定資産のうち補修引当資産（平成20年度末残高94,923千円）については、引当計上時に理事会の承認を得ているものの、具体的な使用目的や使用計画がなく、過去8年間における年間平均使用額は7,723千円であることから、全額使用に約12.3年を要する。今後の使用状況が低利用であれば計上額の必要性を十分に検討のうえ、不要であれば府へ寄附等を行うことも一つの方法である。（意見番号10）。</p>	<p>大阪府みどり公社は平成21年度末に農林会館事業を廃止したところであり、事業廃止が法人全体の収支状況に大きな影響を与えることとなるため、今後、事業終了に伴う経費等の所要額を精査した上で、計上額の見直しが必要であると考えており、補修引当資産の活用も含め、公社事業費の確保に向けた検討を進めることとしており、府に寄附することは適切でないと考える。</p>	<p>措置</p>
<p>◆財団法人大阪府漁業振興基金</p>	<p>自己収入が少額である中、基本財産運用益に頼った運営が行われている。一方、漁場環境浄</p>	<p>財団法人大阪府漁業振興基金は、関西国際空港の漁業補償の一環として設立されたものであり、基金の運用益についても、</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
	<p>化対策積立預金 50,000 千円、栽培漁業推進積立預金 171,847 千円を平成 20 年度末に計上しており、これらは府から拠出した基本財産運用益等をもって留保したものである。財団法人大阪府漁業振興基金は関西国際空港の漁業補償の一環として設立された特異な経緯があり、他の財団法人と同様の観点をもって適否を問うことは基金の性質から適切ではないかもしれない。しかし、前者は漁業環境整備事業という使用目的は理事会で決定済みではあるものの、具体的な使用計画が明確になく、早急な具体化が求められる。使用計画の内容によっては府へ寄付等を行うことも考えられる。後者については残高の増減が見られない状況であり、使用状況が低利用であり、当面の必要性が認められなければ、計上額の必要性を十分に検討のうえ、不要であれば府へ寄付等を行うことも考えられる（意見番号 11）。</p>	<p>漁業補償の一環であり、その使用目的は、大阪湾における漁業振興及び漁業者の生活安定に限定されるものであり、基金の目的に沿って使用する予定の特定預金に対して寄附を求めることは適切でないと考えられる。</p> <p>当財団の中期経営計画（平成 22 年度から平成 26 年度）において、漁場環境浄化対策積立預金については、平成 23 年度から海底耕耘事業に毎年約 10,000 千円を充当する事業計画を策定している。</p> <p>また、栽培漁業推進積立預金については、低金利傾向の中で、今後、基本財産の運用益だけでは資金が不足することが想定され、当法人の根幹をなす栽培漁業を安定的に継続する事業量を確保できないため、近い将来に同積立預金を取り崩して対応することとしている。</p>
<p>◆財団法人大阪府都市整備推進センター</p>	<p>阪南事業特定資産 1,200 百万円、事業準備特定資産 3 百万円等の特定資産については、将来の事業実施に必要な資金であるとはいえ、事業の進捗状況によって必要性が低いと判断された場合には、内部留保額を取り崩して運営費に充</p>	<p>阪南事業特定資産のうち災害復旧特定資産は、台風・地震・津波等の災害時に周辺海域の汚濁防止に必要な施設設備の復旧経費であり、災害復旧は法人の責任において迅速な対応が必要不可欠なことから、法人により災害復旧費用を確保しておくもので、過大な想定には当たらない。</p> <p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
	<p>当、あるいは、府への寄付等を求めることも可能と考える。特に、阪南事業特定資産のうち、災害復旧のための特定資産 321 百万円については今後の事業期間約 30 年に対し 10 年に1回の台風被害 (3 回分) の資金を留保しているが、府の厳しい財政において 10 年程度先の被害を見越した資金留保は府民感覚から見て許容できようが、それ以上先の分については当法人で資金留保するのではなく、まずは、府の別の事業のために有効的に使用すべきと考える。</p> <p>一方、駐車場事業会計にある減価償却引当資産 545 百万円について、駐車場事業縮小の方針が「財政再建プログラム (案)」において明確にしているが、当方針のもとで縮小後に残る駐車場の建替費用と縮小に伴う原状回復費用等の見積合計 419 百万円との差額 126 百万円は取崩し、一部は府への寄付等を求めることは可能と考えられる (意見番号 12)。</p>	<p>仮に、当該特定資産から取り崩して府に寄附を行った場合、災害発生時に資金不足により災害復旧が遅延し、第三者に対する新たな補償等が発生する事態も予想される。このようなリスクを回避し、法人の責任において、機動的かつ迅速に災害復旧に対処するためには当該特定資産を保有する必要がある。</p> <p>事業準備特定資産は、平成 21 年度に全額を取り崩し、まちづくりの初動期支援等に関する事業費に充当する資産として設置した公益活動安定化特定資産に積み立てた。まちづくり支援事業は収益が見込めないことから、公益活動安定化特定資産を取り崩して、今後、この事業の財源に充当する。事業期間は今後約 10 年間 (平成 31 年度まで) で、第二京阪沿道、新名神沿道等で年 2 地区程度を予定しており、毎年約 15,000 千円を充当する予定。</p> <p>駐車場事業会計の減価償却引当資産については、原状回復費用等の見積額を差し引いた 1.26 億円は、当財団全体の収支状況を勘案し、上記のまちづくりへの支援 (公益目的事業) に充当することとした。</p>
◆財団法人大阪府タウン管理財団	<p>剰余金の大部分が資金的裏付けのあるものであり、かつ自己収入が事業費を上回るものである現時点において、基本財産及び内部留保額を取り崩して府への寄付を求めることも可能と考えられる (意見番号 13)。</p>	<p>財団法人大阪府タウン管理財団は、平成 23 年度以降の早期に、財団法人大阪府都市整備推進センターと統合することとしており、その統合時に、残事業等の実施に必要な資金は確保しつつ、剰余金の府への寄附についても検討を行う。</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>②社会福祉法人の内部留保の状況に応じた府への寄付の要求への検討が必要</p>	<p>積立金には、福祉事業団が自ら経営努力したことにより積立てられたもの等を区分したうえであるが、今後の民営化後も全額（対象となる積立金は※約 85 百万円。府収入可能試算額 45 百万円）を福祉事業団へ継続して留保させるかどうか検討の余地があると考え（意見番号 14）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 	<p>【社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団】 積立金については、平成 29 年度の金剛コロニー民営化に向けた既存施設の改修及び新事業体系への移行に伴う施設整備等の目的で積立てているもので、民営化までに計画的に活用する予定であり、民営化後は、府が収入可能な積立金は発生することはないと考える。</p> <p>【備品購入積立金】 平成 22・23 年度 新法移行に伴い必要となる備品の購入</p> <p>【修繕積立金】 平成 22・23 年度 新法移行に伴い必要となる施設の改修工事</p> <p>【事業推進積立金】 平成 23 年度 居室等の改修工事</p> <p>【運用財産積立資金】 大阪府から当法人へ出捐した資金であり、今後も引き続き、当初の目的に沿って民営化に向けた施設運営費に活用</p>	措置
<p>2. 出資法人の資金管理のあり方 (2) 意見 ①債券運用を大阪府債等に集中させず、分散投</p>	<p>各指定出資法人における「資金運用方針」の規定内容にもよるが、運用の基本は「ポートフォリオ運用」であり、リスクを分散させるためには特定の商品に運用を集中させないことが大原則である。しかし、上表の法人の中には、資金運用規定にて「ポートフォリオ運用」の趣旨を規定しているにもかかわらず、債権購入時に</p>	<p>今後も、国の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及びその運用指針を踏まえた適切な資金運用を図るとともに、各法人が定める資金運用規定と実際の資金運用に齟齬を来たさないよう指導していく。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>資を行うべき</p>	<p>は証券会社に一定の条件を満たす債権を提示させたり、幅広い選択肢の中から運用方法を決定するのではなく、大阪府債等を購入していた例が見られた。今後の債券購入にあたっては、一定の条件を満たす債券を証券会社に提示させるなどして、府債や住宅供給公社信託受益権以外の商品も含めて幅広い選択肢の中から最も有利な条件の商品を選択するよう手続きを定めるべきである。そのうえで、ポートフォリオを正常化させるよう取り組むことが求められる。</p> <p>(財団法人大阪国際平和センター、財団法人大阪府文化振興財団、財団法人大阪府男女共同参画推進財団、財団法人大阪府育英会、財団法人大阪府地域福祉推進財団、財団法人大阪がん予防検診センター、財団法人大阪府障害者福祉事業団、財団法人大阪産業振興機構、財団法人大阪府産業基盤整備協会、財団法人大阪府みどり公社、財団法人大阪府都市整備推進センター、堺泉北埠頭株式会社、財団法人大阪府タウン管理財団)</p> <p>(意見番号 15)。</p>	

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>②資金還流であることの非効率性</p>	<p>還流するくらいであれば借入金を府への早期返済するように当該法人へ求めるべきである（意見番号 16）。</p>	<p>財団法人大阪産業振興機構に対する貸付金のうち、約 3 割は府債で運用しているが（残りは直接投資融資の原資、あるいは府債以外での運用）、うち約 8 割は原資が国の無利子貸付金なので府への還流にはあたらない。</p> <p>残りの約 2 割は、形式的には府に資金が還流していることになるが、府債での運用は、安全性や効率性等の観点から総合的に判断したものである。</p>
	<p>制度上対応不可能な場合もあるが、真に法人において資金が必要であれば、その必要性を明確にし、補助金として支出すべきである（意見番号 17）。</p>	<p>これまで同財団に対する財政的関与については、国制度の活用などにより府の財政的負担を極力抑制するとともに、府の補助にあたっては、事業内容や補助対象経費を精査して補助金を措置するなどの対応を行ってきたところである。</p> <p>今後、出資法人等が基金を造成するための資金として、府が貸付けを行う場合には、慎重に検討することとする。</p>
<p>3. 府出資法人の府市統合への検討 （2）意見 ①大阪市外郭団</p>	<p>財団法人大阪国際交流センターとともに国際交流活動の推進、とした事業目的は同じであり、法人統合へ向けて積極的に検討することが望まれる（意見番号 18）。</p> <p>・財団法人大阪府国際交流財団</p>	<p>【財団法人大阪府国際交流財団】</p> <p>府では法人統合の可能性について検討を進めており、また、大阪市とは府・市や両財団の連携を強化することを目的として、平成 21 年 7 月より大阪市と協議を開始し、これまでに 20 回に及ぶ協議を重ねている。</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>体実施事業との統合可能性について積極的に検討すべき</p>	<p>大阪府土地開発公社、大阪市土地開発公社ともに「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立された法人である。両者は現時点において多額の債務を抱えているなど、統合に向けては課題が多いと思われるが、管理コスト削減の面から検討することが望まれる（意見番号19）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府土地開発公社 	<p>【大阪府土地開発公社】</p> <p>府の財政再建プログラム(案)（以下「財プロ」という。）において、「公社が先行取得し長期保有している用地の計画的な縮減に努め、その解消が見込まれる時点（平成34年頃）で、公社のあり方を再検討する。」との方向性を出しており、平成15年度に策定した長期保有資産解消計画に基づき順調に解消が図られており、財プロで示した長期保有資産の解消が見込まれる時点（計画上は平成34年頃）を目安に、再度、府公社の役割や機能を含めたそのあり方について再検討を行う。</p> <p>なお、大阪市土地開発公社について、大阪市は平成22年9月16日に法人解散する方針を発表している。平成22年度中に解散認可申請予定</p>	<p>措置</p>
<p>4. 出資法人の子会社（府にとってはいわゆる孫法人と類似したもの）の扱い （2）意見 ①孫法人の配当の還元を求めるべき</p>	<p>しかし、配当収入を受けることにより親法人の財政改善に貢献するのであるから、ひいては府の財政的支援額の減額にもつながるものと考ええる。今後は府において補助金、貸付金等の財政的関与を行う際には、孫法人からの配当収益額も考慮したうえで検討することが求められる。さらには、配当収益額は配当実施法人による恣意性が介入するものであるから、適切な配当収益額を受けられることができるよう、府補助金、貸付金等の財政的関与額の計算時には原則として、配当収益額ではなく、配当可能額等を基準</p>	<p>【大阪府住宅供給公社】</p> <p>孫法人である株式会社大阪住宅公社サービスから受け取る配当は、大阪府住宅供給公社の財政改善に繋がることから、毎年度の配当収益額の妥当性について、大阪府住宅供給公社を通じて検証を行い、適正な配当額の確保に努める。</p>	<p>措置</p>

	包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
	<p>額として算定する仕組みを整備することが望まれる（意見番号 20）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府住宅供給公社 		
②孫法人の管理のあり方の見直し	<p>府における指定出資法人の定義は府の出資金等の割合が 50%以上である法人等としているが、これらのいわゆる孫法人も指定出資法人に準じたものとして定義し、指定出資法人に準じた経営状況の管理の対象とし、親法人を通じて経営状況の把握、管理を行うことが望ましい（意見番号 21）。</p>	<p>孫法人については、「財政構造改革プラン（素案）」の策定に当たり、出資元となる指定出資法人を通じた状況把握を行い、平成 22 年 6 月に同プラン（たたき台）において、孫法人の定期的な点検の実施について考え方を示したところである。これを踏まえ、平成 22 年 7 月に各指定出資法人を通じて孫法人の状況調査を実施した。</p>	措置
<p>5. 出資法人の情報公開 （2）意見 ①出資法人による財務情報開示</p>	<p>指定出資法人については条例に定められた範囲での情報公開は行われているものの、府との関係が多くあることから、少なくともウェブサイトでの財務情報公開が適切になされるように府としても指導することが求められる（意見番号 22）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人青少年活動財団 ・財団法人大阪府保健医療財団 ・財団法人千里ライフサイエンス振興財団 ・財団法人大阪国際児童文学館 ・財団法人大阪府文化財センター ・株式会社大阪国際会議場 	<p>各指定出資法人において、以下のとおり各法人のウェブサイト上で財務情報を公開済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人青少年活動財団（平成 21 年 12 月から公表） ・株式会社大阪国際会議場（平成 22 年 3 月から公表） ・財団法人大阪府保健医療財団（平成 22 年 3 月から公表） ・財団法人千里ライフサイエンス振興財団（平成 22 年 1 月から公表） ・株式会社大阪府食品流通センター（平成 22 年 6 月から公表） ・株式会社大阪鶴見フラワーセンター（平成 22 年 7 月から公表） ・大阪高速鉄道株式会社（平成 22 年 7 月から公表） ・財団法人大阪府文化財センター（平成 22 年 1 月から公表） 	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社大阪府食品流通センター 株式会社大阪鶴見フラワーセンター 大阪高速鉄道株式会社 	※ただし、財団法人大阪国際児童文学館は平成 21 年度末に指定を解除したことにより指導の対象外となったもの。	
<p>【4】人的関与のあり方</p> <p>2. 意見</p> <p>(1) 指定出資法人役員として求められる府職員再就職者等の役割の評価のあり方</p>	<p>今回の一斉評価のみならず、指定出資法人のあり方の議論が刻一刻と動くことも想定される現在において、今後は府職員再就職の際に求められる役割・機能に対する定期的な評価見直し求められるよう。また、評価結果は平成22年1月に府ウェブサイトにおいて公表しているが、府民の税金が投入されている部分（出資法人への再就職）についての議論は原則公開すべきであり、この議論についても、個人のプライバシーや公開することで法人の不利益にならない範囲で公開すべきと考える(意見番号23)。</p>	<p>「大阪府指定出資法人に関する専門家会議」の体制充実、権限強化といった観点から、平成22年度に経営評価部会と役員派遣のあり方検討部会を統合し、経営評価制度のPDC Aサイクルを回す中で、役員の業績評価や報酬等について定期的にチェックを行っているところである。</p> <p>なお、平成21年度に実施した人的関与見直しに関する一斉評価の審議内容については、個人情報に該当するものを除き、議事録及び資料を府ホームページにおいて公表している。</p>	措置
<p>(2) 府職員退職者の指定出資法人への再就職について必要業務と報酬のバランスが必要</p>	<p>府退職者の指定出資法人への再就職についても、当該役職の必要性や事業内容などを調査することで、真に必要な役職に適切な人件費が支給されているかどうかを評価する必要がある(意見番号24)。</p>	<p>現在の指定出資法人の府OB役員の役員報酬基準については、平成18年度の外部委員会による意見を踏まえて定めているものであるが、見直しから一定期間が経過している状況等を踏まえ、平成22年度に改めて「大阪府指定出資法人に関する専門家会議」において、法人における適正な報酬水準について審議することとしており、8月に第1回目の審議を実施した。平成22年内を目途に提言をとりまとめ、平成23年度からの新制度運用に向けて、平成22年度中に新報酬基準を府として決定する予定である。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>【5】公益法人制度改革への対応と出資法人</p> <p>2. 意見</p> <p>(1) 財政的支援先の公益法人に対する公益法人制度改革の対応状況確認が必要</p>	<p>改めて実際の方針を各法人に確かめ、補助金等の府の財政的負担にどのような影響を及ぼすこととなるのか分析することは重要と考える(意見番号25)。</p>	<p>平成21年度に府所管公益法人(出資法人を含む)を対象として、公益法人制度改革の対応方針等について調査を実施した。</p> <p>なお、公益法人制度改革に伴う府の財政的負担の影響については、府の財政状況に鑑み、一般論として、公益法人が一般法人に移行したことをもって、府の当該法人への補助金等の支出を増大させることはない。</p>	措置
<p>【6】出資法人への貸付金の検討</p> <p>3. 監査の結果</p> <p>(1) 継続・反復して実施している単年度貸付は不当</p>	<p>当該単年度貸付については、ただちに是正すべきである(結果番号1)。</p>	<p>府庁財政研究会報告書や国の通知に基づき、財団法人大阪府育英会、大阪府土地開発公社、大阪府住宅供給公社(一般分)に対する単年度貸付金については、平成22年度から金融機関からの長期借入に変更することとした。</p> <p>大阪府住宅供給公社(三原台分)及び財団法人大阪産業振興機構に関しては、現行貸付金の終期(公社:平成23年度、機構:平成27年度)をもって解消される。</p> <p>なお、財団法人大阪府産業基盤整備協会に関しては、平成25年11月末までに解散する予定であり、法人の解散をもって、当該単年度貸付は解消される。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>4. 意見</p> <p>(1) 貸付審査及び貸付条件決定の基準を整備し、根拠資料を保管すべき</p>	<p>貸付金についても、貸付の目的別（赤字補てん、短期運転資金、設備資金など）に、貸付審査及び貸付条件決定の基準や貸付手続等を定めた規制等を制定し、規則等に即した手続を行うべきである(意見番号 26)。</p>	<p>貸付金事務の適正化を図るため「大阪府債権管理適正化指針（平成 19 年 3 月）」に基づき、担保・保証人の設定、公正証書の作成などの、貸付金に係る条件の決定、審査、手続等について、貸付制度ごとに適正な制度運用に努めている。</p> <p>なお、出資法人等に対する貸付金について、事業スキームを設計する際には庁内で議論の上、厳正に審査しているところである。</p>	措置
<p>(2) 財団法人大阪府育英会に対する貸付金のあり方について</p> <p>③意見</p> <p>(A) 府負担のさらなる拡大を阻止するための奨学事業の見直し</p> <p>(b) 大学生等の入学資金貸付制度及び高等学校生等の授業料貸付限度額の見直し</p>	<p>財団法人大阪府育英会では大学生等に対して入学資金の貸付を実施しており、他県ではこうした大学生等に対する入学資金貸付を行っている例はあまり見られないという。入学資金貸付金の公益的な意義に異論はないが、その財源は府が負担しており、現在の大阪府の厳しい財政環境の中、優先的に実施すべきか十分な検討が求められる（意見番号 27）。</p>	<p>国と地方の役割分担を踏まえ、高校等入学資金貸付への重点化を検討（平成 24 年度以降の実施を目途に検討）。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
(B) 貸付利率設定の根拠が不明確	利率設定の考え方を明らかにし、その妥当性を検証の上、必要に応じ、より適当な利率設置を検討すべきである（意見番号 28）。	平成 23 年度当初予算からの新利率設定を目途に、財団法人大阪府育英会と協議の上、より適当な利率設定を検討。	措置
(C) 時効が到来した回収不能債権に対する損失処理の必要性	回収が 10 年以上滞っている奨学貸付金の回収が全額行われていない実態から鑑みて、当債権残高の損失処理を適切な年度に行い、財務諸表において実態を明らかにすることで、透明性を高めるべきである（意見番号 29）。	<p>返還金が次代の奨学金貸付の原資になるという奨学金の意義から、安易な損失処理は回避すべきと考える。</p> <p>また、減免事由該当債権の処理にあたり、財団法人大阪府育英会では、自主財源がなく貸倒引当金も計上しておらず、府が減免に係る補助金を全額支出している現状からみれば、一定期間の滞納をもって一律的に損失処理することは、府の財政負担の増大につながることから、慎重な取扱いが必要と考える。</p> <p>しかし、府民への説明責任の観点から、実質的に回収困難な債権の損失処理は必要と考えており、現在、当財団において処理の前提となる債権分類のあり方について検討することとしている。</p>	措置
(3) 財団法人大阪産業振興機構に対する貸付金のあり方について ① おおさか地域創造ファンド	地域による主体的な取組を促進するため府内を 9 ブロックに分割している特色を生かし、ブロック毎にそのブロックに属する市町村からの資金拠出を求め、拠出金に応じて運用益を配分するなど、市町村の参画をすすめることが考えられる。市町村の財政状況も厳しい中、38 億円全額を市町村が負担することは現実的ではない	<p>市町村へ拠出金を求めるには、運用益の配分方法等を提示する必要があるが、その検討にあたり、府が 2 億円しか拠出していないことや、拠出を行った市町村だけに運用益の配分が手厚くなるスキームにはできないことにより、拠出を求めることは困難と判断。</p> <p>ただし、現在、平成 22 年度内を目途に、地域創造ファンドの活用についての検討を行うこととしており、より効果的・効</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>事業に市町村からの資金拠出を求めることを検討すべき</p>	<p>が、一部でも市町村の負担を求めることにより、ファンド事業で活用できる資金を拡大できるとともに、より地域の主体的な取組を促すことができるものと考えられる。(意見番号 30)。</p>	
<p>② ベンチャー支援投融资事業に係る府貸付金返済スキームを見直すべき</p> <p>(A) ベンチャービジネス融資支援事業に係る府貸付金の繰上返済を検討すべき</p>	<p>基金部分の 1,200 百万円は府と民間金融機関から財団法人大阪産業振興機構に対し、その運用によって代位弁済資金を生み出す運用基金として貸し付けられているものであるが、これを取り崩すことができるよう、府、民間金融機関、財団法人大阪産業振興機構が協議の上、合意すれば、基金を全額維持する必要はなくなることから、債務保証額を超える金額、すなわち府の貸付金 600 百万円から債務保証額 378 百万円を差し引いた 222 百万円については繰り上げ返済を検討すべきである (意見番号 31)。</p>	<p>府貸付金を繰上げ返済するためには運用中の債券を満期前に売却することになるが、この場合、価格リスク (簿価割れ) が伴ううえ、前提としていた受取利息の一部が失われ、府への返済原資が不足することから、本件の場合には債権放棄も必要となる。</p> <p>当初の事業計画において、府貸付金の安全性が確保されるスキームとなっており、融資支援事業は平成 26 年 3 月末に、投資事業は平成 35 年 3 月末に各貸付金が返済予定となっている中、繰上償還を行うことは府民の財産をいわば毀損させることにも繋がる恐れもあることから、繰上げ返済を行うことは適切でないと考える。</p> <p>なお、繰上げ返済を行った場合、府貸付金の財源には起債が 9 割充当されていることから、繰上げ返済金額の 9 割は府の減債基金に積立てる必要があり、府としての活用可能財源は監査結果試算額の 1 割程度になる見込み。</p>
<p>(B) ベンチャービジネス投資事業に係る府貸付金の繰上返済を検討すべき</p>	<p>財団法人大阪産業振興機構が府債を売却して基金と積立資産を合わせて府に繰上返済すれば、府は純額で 800 百万円以上 (698,951 千円 + 137,706 千円) の収入を得られる可能性があり、これを新たに必要とされる事業に振り向けることができる。早急に返済スキームを見直すべき</p>	

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
	<p>である。なお、府の債権放棄の必要性及び満期前に債券を売却することによる価格リスクについては、(A)と同様である。また、積立資産を運用している信託受益権は流動性に乏しく、市場を通じての売却が困難である点については慎重に検討する必要がある（意見番号 32）。</p>		
<p>(C) エンゼルファンド事業に係る府貸付金の繰上返済を検討すべき</p>	<p>そもそも、積立資産分を繰り上げ返済しておけば、貸付金の償還期日に損失が生じたとしても既に繰上返済済みの金額の返済は不要であるから、償還原資の確保のためにわざわざ運用益分をプールする合理性は無い（意見番号 33）。</p>	<p>積立資産は、ファンド事業は市場リスクが伴うことから、法人がリスク管理対策として、府貸付金（約定償還期日は平成28年3月末）の返済原資を確保するために資産運用を行っているものである。</p> <p>府貸付金を繰上げ返済するためには、運用中の積立資産の債券を満期前に売却することになるが、この場合、市場を通じて売却することになるため価格リスク（簿価割れ）が伴ううえ、前提としていた受取利息の一部が失われ、予定していた返済原資の確保に不足が生じることとなる。将来の府への返済原資を確保する観点からも、繰上げ返済を行うことは適切でないと考ええる。</p> <p>なお、繰上げ返済を行った場合、府貸付金の財源には起債が9割充当されていることから、繰上げ返済金額の9割は府の減債基金に積立てる必要があり、府としての活用可能財源は監査結果試算額の1割程度になる見込み。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>(4) 財団法人 大阪府地域支援 人権金融公社に 対する貸付金の 見直し</p> <p>⑤監査の結果</p> <p>(A) 府貸付金 の返済スキーム を見直すべき</p> <p>(a) 償還完了ま での具体的な返 済スケジュール を約定すべき</p>	<p>具体的な返済計画については、財団法人大阪府地域支援人権金融公社の事業運営に必要な資金等を除く額を償還するとされているのみであり、平成23年度末見込残高3,363百万円の償還計画は立てられていない。そもそも、借入金には契約上返済スケジュールが定められているのが当然であり、独立した一つの法人であれば、その返済スケジュールの制約の中でいかに事業を拡大・縮小し、あるいは効果的・効率的に実施していくかが問われて然るべきである。「金融公社の事業運営に必要な資金等を除く額を償還する」ということでは人権金融公社の経営努力を促すことができない。</p> <p>今後の事業規模及び融資利率、想定デフォルト率等の計画から中長期の資金需要予測を立て、計画的な返済スケジュールを約定すべきである（結果番号2）。</p>	<p>最終償還までの計画的な返済スケジュールを定めた準消費貸借契約を平成23年3月に締結する予定である。</p> <p>措置</p>
<p>(b) 府貸付金の 償還は事業収入 により賄うべき</p>	<p>本来、府貸付金の返済は、財団法人大阪府地域支援人権金融公社が行う事業から得られる収入により賄われるべきものであり、府貸付金を運用して得られる利益で賄うべきものではない。公益目的に合致する事業を自立して継続するためには、融資の貸付金利息の収入で、経常</p>	<p>最終償還までの計画的な返済スケジュールを定めた準消費貸借契約を平成23年3月に締結する予定であり、全額返済に向けた融資事業を構築する中で、融資の貸付金利息収入により経常経費、貸倒額、貸付金償還金を賄える体質に改めていく。</p> <p>措置</p>

	包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
	<p>経費、貸倒額、府及び大阪市からの貸付金の償還金を賄える体質に改善する必要がある（結果番号3）。</p>		
<p>(c) 府貸付金の繰上償還を理事会へ提案すべき</p>	<p>5ヶ年計画であっても2～3年程度で見直しを行い、財団法人大阪府地域支援人権金融公社の業務運営に必要な最低限の資金を再検討するとともに、計画と実績が乖離した場合には速やかに府貸付金の返済計画を見直すべきである（結果番号4）。</p>	<p>締結予定の準消費貸借契約で、公社の財務状況から繰上返済が可能と認められる場合には、繰上返済について協議を求めることができる条項を設けている。</p>	<p>措置</p>
	<p>監査人の試算によれば、財団法人大阪府地域支援人権金融公社が今後5年間の事業運営を行うために必要な資金は5億円程度で足りると考えられ、この差額の約26億円は繰上償還が可能であるといえる（ただし、府貸付金分は、貸付金全体に占める府貸付金残高割合を乗じて18億13百万円）。</p> <p>資金のうち少なくとも大阪府住宅供給公社へ預託している15億円については長期運用しているものであり融資準備金とはいえず、預託に関する契約の終了と同時に繰上げ償還するように理事会へ引き続き提案すべきである（結果番号5）。</p>	<p>締結予定の準消費貸借契約で、府住宅供給公社へ預託している15億円(府貸付分10.46億円)について、預託契約の終了(平成25年3月31日)と同時に償還する規定を設けている。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
(B) 融資手続書類の記載は漏れなく行うべき	規定の様式がある以上、必要箇所については全て記載するよう融資申込者に対して指導すべきであり、様式に不備があるまま融資を実行すべきではない(結果番号6)。	平成22年2月に、様式の必要箇所を全て記載するよう申込者に指導することを、公社に対して要請した。
⑥意見 (A) 財団法人大阪府地域支援人権金融公社の貸付金の健全性を定期的にモニタリングし、経営評価を実施すべき	財団法人大阪府地域支援人権金融公社の最大の資金提供元である府として、どの程度の融資利率とデフォルト率を計画するかを明確にし、適時に経営評価を実施すべきである(意見番号34)。	府職員が理事として出席する決算理事会等の場において、制度ごとに融資利率やデフォルト率のデータを求め、経営評価を行っているとともに、これらの情報を基に府としても経営状況のチェックを行っている。
(B) 契約条項が不十分	不良債権となる確率が高いにもかかわらず、契約条項につき不十分な箇所があるため、以下のような点について検討すべきである。(意見番号35)。 <ul style="list-style-type: none"> ・期限の利益の喪失条項を整理すべき ・債務者の財産、負債の状態について調査協力の定めを置くべき ・届出事項の変更申請期限を設けるべき 	平成22年2月に、契約条項の見直しを公社に指導した。

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
	債権回収を強化するために、追加担保の差し入れや保証人の追加等の債権回収の手段を徹底すべきである（意見番号 36）。	債権回収の強化のため、回収手段を徹底するよう、平成 22 年 2 月に、公社に対して指導を行った。	措置
(C) 期限の利益を喪失させた場合の遅延損害金を常時把握しておくべき	約定どおり期限の利益を喪失させた場合の遅延損害金の額は、債務者との任意交渉にあたって重要な交渉材料となるものであり、また、任意交渉を継続するか法的措置に移行するかを決定するにあたって重要な情報となるものである。約定どおり期限の利益を喪失させた場合の遅延損害金の額は常時把握しておくべきである（意見番号 37）。	約定どおり期限の利益を喪失させた場合の遅延損害金の額を常に算定して任意交渉に臨んでいる。	措置
(5) 株式会社大阪繊維リソースセンターに対する貸付金の回収条件を早急に見直すべき ⑤意見	現在保有している余剰資金を取り崩したとしても、数年間の返済が限界である。営業収益の 5 倍もの貸し付けを行っていることから、現在の貸付条件では回収不可能であることは明らかであり、早急に貸付条件を見直さなければならない（意見番号 38）。	府は、株式会社大阪繊維リソースセンターの自主判断を尊重して経営改善を促してきたが、リーマンショック以降の世界的不況の影響等により、平成 21 年度は再び赤字決算となるなど、改善は思うように進んでおらず、現在、同社のあり方について、平成 22 年度中に合意できるよう抜本的な見直しを検討・協議しているところである。	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>(6) 「財政再建プログラム(案)」の方向性として自立化を目指す法人については無利子又は低利率貸付取引を見直すべき</p>	<p>「財政再建プログラム(案)」において府の財政的・人的関与を最小限に抑制する、という方針を明確にしているのであるから、無利子や低利率であることにより実質的に府の補助があることに留意し、「自立化」方針と整合するよう考え方を整理することが求められる(意見番号39)。</p> <p>・大阪高速鉄道株式会社</p>	<p>【大阪高速鉄道株式会社】</p> <p>財政再建プログラム(案)における法人の自立化を進める観点から、法人から府貸付金の繰上償還(平成20年度実績 21.85億円、平成21年度実績 10億円、平成22年度見込 9.78億円)を実施。</p> <p>今後も、繰上償還の実施に向け、継続的に協議していく。</p>	<p>措置</p>
<p>【7】出資法人への補助金の検討</p> <p>3. 意見</p> <p>(2) 補助金の効果の評価を詳細に行い、その結果を活用すべき</p>	<p>すべての補助金に一律の検査手順を適用することは困難と思われるが、一定の検査手続書のひな型を示したうえで補助金ごとにカスタマイズした検査手続書を作成し、実施した手続と結果を記載して、検査調書に添えて保管すべきである(意見番号40)。</p>	<p>平成17年度の包括外部監査結果を踏まえ、平成18年度には、検査調書の様式等の改正を行うとともに、検査等に係る留意事項や実施した検査手続と結果を明記など、検査調書に記載すべき事項を詳細に示した通知を全庁に発し、適正な検査の徹底を指示した。</p> <p>また、平成20年度には、補助金等も含め検査手続を明示したマニュアル「契約事務、支出事務のポイント」を作成し、全庁所属へ当該マニュアルをもとに、さらなる検査の徹底を指示した。</p> <p>さらに、平成22年6月には庁内会議を開催し、上記資料等を再配付のうえ、適正な手続きによる検査の徹底を改めて指示したところである。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
	<p>事業費補助については補助事業についての客観的な数値による評価を行い、その結果をもって翌年度以降の補助金交付額の算定に役立てる等、補助金効果の評価結果を活用するべきである（意見番号 41）。</p>	<p>予算編成要領において、予算要求にあたっては、府民にとってのわかりやすさの視点から、事業の内容、必要性、目的や活動指標、成果指標等による事業実施効果等を明確にすることとしており、事業費補助事業についても、この観点で具体的な指標等の確認を行ったうえで補助金効果の評価を行っている。</p>	措置
<p>(3) 財団法人大阪府育英会への運営費補助金計算方法の見直し ②意見</p>	<p>しかし、さらに費用削減へ向けた取組が求められており、大阪府育英会においては各部署の業務量に応じ機動的に非常勤職員を配置する、部門間の人員融通配置を行う等の工夫を図り、より効率的な業務処理とさらには人件費の削減に向けた取組みを検討することは可能であると考え（意見番号 42）。</p>	<p>非常勤職員の機動的な配置など、積極的に効率的な業務処理に努めているところ。</p> <p>また、コールセンター職員について、平成 22 年度から派遣契約から財団法人大阪府育英会による非常勤職員の直接雇用へ切り替え、人件費の削減も図っている。</p> <p>今後も人件費削減に向けた取組みを検討していく。</p>	措置
<p>【8】出資法人への委託料の検討（指定管理者制度含む） 3. 監査の結果 (1)再委託についての承認を行った文書が作成されていない</p>	<p>口頭での承認が行われているとの事であるが、事後的な責任を明確にするためにも、再委託の承認を行った文書を作成する必要がある（結果番号 7）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人関西情報・産業活性化センター 	<p>【財団法人関西情報・産業活性化センター】</p> <p>平成 21 年 12 月 1 日付けで再委託を承認する旨の文書を作成し、財団法人関西情報・産業活性化センターへ送付。</p> <p>契約事務担当職員に対し、地方自治法及び大阪府財務規則等関係法令等を遵守し、会計事務ポータルサイトの「契約事務、支出事務のポイント」に基づき適正な手続きを行うよう周知徹底を図った。</p> <p>今後は、委託契約事務に際し、遺漏のないよう複数の者でチェックを行うなど再発防止に努める。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>4. 意見</p> <p>(1) 指定管理者への「引継ぎ業務」を委託することは非効率である。「府施策の実施」についても指定管理者への移行を検討すべき</p> <p>②意見</p>	<p>指定管理を行っている施設で実施している府施策の実施業務については、業務内容を吟味した上で指定管理者への移行を行い、より効率的に業務を実施することを検討すべきである（意見番号 43）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人大阪府青少年活動財団 	<p>【財団法人大阪府青少年活動財団】</p> <p>大阪府青少年活動財団に対する府施策実施業務の委託は平成 22 年度をもって終了する。また、引継ぎ業務についても当財団への別途委託は行わない。</p>	措置
	<p>委託料は委託業務の対価として支払われるものであり、特定の個人の給与水準を保証して人件費を積み上げた金額を委託費に含めることが妥当であるとはいえない。それぞれの委託業務における適正な人件費の水準を算定し、委託料に含めることに留意すべきである（意見番号 44）。</p>	<p>府に準じた給与制度を採用している大阪府青少年活動財団に委託しているため現水準となっているが、当財団に対する当該業務の委託は平成 22 年度をもって終了する。</p>	措置
<p>(2) 大阪府立中河内救命救急センターの効率的な運営方法を検討すべき</p> <p>②意見</p>	<p>現状のサービス水準を維持しつつ、より効率的な運営方法を探り、府の負担を縮減することを検討すべきであるから、隣接する東大阪市立総合病院とも連携協力し、より効率的な運営を行う方策の検討が必要であると考え（意見番号 45）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人大阪府保健医療財団 	<p>【財団法人大阪府保健医療財団】</p> <p>疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、地域の救急医療体制に不可欠な救命救急センターとして一層の医療機能の充実を図るため、よりよい運営形態のあり方について検討を進める。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>(3) 大阪府立健康科学センターの業務のあり方、指定管理料の積算方式の見直し ②意見</p>	<p>今後は大阪府立健康科学センターの主たる目的である「1. 健康づくりに関する調査研究及び科学的かつ実践的な技法の開発」を達成できる程度の健康診断等を実施するにとどめ、主たる目的以外の事業等の経費の節減を行うなど、より府の負担が少なくなるような業務のあり方を検討することが望まれる（意見番号 46）。</p>	<p>大阪府立健康科学センターについては、平成 22 年 8 月に公表した財政構造改革プラン（素案）において、平成 23 年度末に公の施設として廃止することを前提に必要な事業の実施方法等を調整するとの方向性を打ち出しており、これに基づき、事業に要する経費負担のあり方を検討していく。</p> <p>措置</p>
	<p>大阪府立健康科学センターの指定管理料の支払いは精算方式とされているが、この方法では、施設の運営にかかる費用は基本的には全て府の負担により賄われることになり、指定管理者が経営の効率化を図りづらいものである。よって固定的な項目については、あらかじめ府が管理運営に必要な経費を精査して総額を算定し、その範囲内で指定管理者が管理運営を行う形の協定にすべきである（意見番号 47）。</p>	<p>大阪府立健康科学センターについては、平成 22 年 8 月に公表した財政構造改革プラン（素案）において、平成 23 年度末に公の施設として廃止することを前提に必要な事業の実施方法等を調整するとの方向性を打ち出しており、指定管理料のあり方について検討中である。</p> <p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>(4) 指定管理料と別に支出している負担金は指定管理料に含めるべき ②意見</p>	<p>財団法人大阪府保健医療財団に対する負担金は、実質的には両施設の管理運営業務にかかるものである。指定管理料とは別に負担金という形で、大阪府立中河内救命救急センターと大阪府立健康科学センターへ支出が行われているが、指定管理料と負担金とに分けて支出を行うと、それぞれの施設の管理運営にかかる金額を正確に把握することができない。両施設の管理運営にかかる支出を明確にし、今後の施設の管理運営に資するためにも、それぞれの施設にかかる負担金を区分するとともに、その金額を指定管理料に含めるべきである（意見番号 48）。</p>	<p>財団法人大阪府保健医療財団は、平成 21 年度まで大阪府立中河内救命救急センター及び大阪府立健康科学センターの管理運営を受託していたが、平成 22 年 4 月に財団法人大阪がん予防検診センターと法人統合をし、平成 22 年度から大阪府立中河内救命救急センター、大阪府立健康科学センター（健科 C）、大阪がん予防検診センター（がん検 C）の 3 施設を運営することになった。</p> <p>平成 22 年 8 月に公表した財政構造改革プラン（素案）においては、さらなる改革として、健科 C の健診とがん検 C の総合健診を精査・統合するとともに、健科 C は平成 23 年度末をもって公の施設として廃止する方向性を打ち出した。</p> <p>このように各施設や事業のあり方について過渡期にあることから、各施設の運営経費や共通経費を明確にした支出区分のあり方を、平成 23 年度中を目途に検討する。</p>
<p>(5) 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団に対する指定管理料の積算の見直し ②意見</p>	<p>法人本部の人件費については、法人本部の全正規職員 42 人分の人件費 332,169 千円を指定管理料の対象となる事業費として加算し、府が負担している。法人本部の業務には金剛コロニー以外の事業（自主事業等）の管理業務もあるため、金剛コロニー以外の社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団立施設にかかる人件費も、指定管理料の計算に含まれている。法人本部人件</p>	<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団が運営する自主事業については、主に金剛コロニー再編整備の一環として設置した事業所を運営するものである。今後、事業団の民営化に向けて、本部人件費の事業区分方法の見直しを検討していく。</p>

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
	費の事業別区分方法を見直すべきである（意見番号 49）。		
（8）受託者の経営効率化が図れるような委託料の取り決めを行うべき ②意見	<p>固定的な項目について、あらかじめ府が管理運営に必要な経費を精査して総額を算定し、その範囲内で受託者が業務を行うとする形の契約とし、受託者の経営努力を促すような仕組みとすることが望まれる（意見番号 50）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府住宅供給公社 	<p>【大阪府住宅供給公社】</p> <p>府営住宅の管理業務については、平成 22 年度から一部の地域で指定管理者制度のモデル実施をしており、受託者が委託業務の中で、インセンティブを働かせる仕組みとなっている。</p> <p>また、財政構造改革プラン（素案）において、平成 24 年度から府内全域において、指定管理者制度を本格実施する予定である。</p> <p>公社も指定管理者の対象としており、平成 24 年度以降における府営住宅管理業務については、受託者の経営努力を促す仕組みとなる予定である。</p>	措置
【9】出資法人への府有財産の貸付 3. 意見	<p>これに沿って考えると、法人の自主事業において利用する財産を府から賃借する場合において、貸付料の減免を受けているのであれば、貸付料の減免をなくす方向で見直しを進めることが必要である。なお、現在減免を行っているものの中でも、例えば、財団法人大阪産業振興機構のマイドームおおさかの貸付については、従前は貸付料を無償としていたものを見直し、貸付料の一部を徴収しており、一定の見直しが進</p>	<p>【財団法人大阪府地域福祉推進財団】</p> <p>大阪府社会福祉会館については、平成 22 年度中の結論を目指して大阪府地域福祉推進財団と貸付料の徴収に向けて協議中。</p>	経過報告
		<p>【財団法人大阪府地域福祉推進財団】</p> <p>大阪府谷町福祉センターについては、平成 22 年度末をもって貸付契約を終了することとしており、貸付料の減免は解消予定。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>められている状況である。引き続きこうした見直しを行うことが望まれる。また、自立化を目指すスキームとして、府有財産の無償貸付を条件としているような場合（社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団との取引）には一定の配慮が必要である。</p> <p>上記出資法人に対する貸付料の減免を行うことによる機会損失の金額は、指定出資法人とその他出資法人の合計で 327,895 千円である（意見番号 51）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人大阪府地域福祉推進財団 ・財団法人大阪府みどり公社 ・財団法人大阪府都市整備推進センター ・財団法人大阪府スポーツ・教育振興財団 ・財団法人大阪労働協会 ・社会福祉法人大阪府総合福祉協会 ・財団法人大阪府マリーナ協会 	<p>【社会福祉法人大阪府総合福祉協会】 大阪府福祉人権推進センターの貸付については、平成 21 年度をもって終了しており、貸付料の減免は解消済み。</p>	措置
	<p>【財団法人大阪府みどり公社】 大阪府農林会館の貸付については、平成 21 年度をもって終了しており、貸付料の減免は解消済み。</p> <p>府民牧場内の施設（バーベキューハウス）貸付料の減免については、平成 20 年度まで3分の2減免としていたものを、平成 21 年度から2分の1減免と見直しを図ったところ。</p> <p>このため、現在の指定管理契約の最終年度である平成 22 年度までは減免を継続し、平成 23 年度以降の貸付分から減免措置を解消する予定。</p>	措置
	<p>【財団法人大阪労働協会】 大阪労働協会及びその他の入居団体に対して、平成 23 年度から減免しない方針で周知済みであり、平成 23 年度から減免措置は解消予定。</p>	措置
	<p>【財団法人大阪府都市整備推進センター】 当財団への貸付については、平成 21 年度をもって終了しており、貸付料の減免は解消済み。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
		<p>【財団法人大阪府スポーツ・教育振興財団】 大阪府スポーツ・教育振興財団（現：学校給食会）の貸付料については、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて遡増方式で減免額が減少することになっており、平成 24 年度をもって減免措置は解消される予定。</p>	措置
		<p>【財団法人大阪府マリーナ協会】 財政再建プログラム（案）の方向性に基づき、当財団は平成 21 年度に自立化したところであり、自立化する際のスキームとして、府施策の推進に寄与する青少年健全育成事業及び放置艇の受入などの実施に対して貸付料の 1 / 2 減額を認めているものである。</p>	措置
<p>【10】 出資法人への損失補償・債務保証</p> <p>3. 意見 (1) 損失補償取引額の削減へ向けた取組み</p>	<p>制度融資に関する損失補償ではない②の理由（各法人の財政状況より自立化による損失補償契約の解除は難しいと府が判断しているもの）に区分された 3 法人については、原則として損失補償削減へ向けた取組が求められる（意見番号 52）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人大阪府育英会 ・財団法人大阪府産業基盤整備協会 ・大阪府住宅供給公社 	<p>【財団法人大阪府育英会】 平成 22 年度からの国や府による高校授業料実質無償化施策等の影響により、これまでの将来推計に比して大幅な銀行借入の削減(抑制)が可能となり、損失補償契約の対象額が削減される見込み（金融機関借入残高見通し：平成 21 年度末約 586 億円・平成 30 年度末約 235 億円）。</p> <p>高校等授業料実質無償化施策による育英会奨学金制度への影響等を踏まえ、府の授業料支援補助金を含めた修学支援策を検討する中で奨学金制度を再構築。平成 24 年度以降の実施を目途に、貸付上限額や対象の見直しを検討する。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
		<p>【財団法人大阪府産業基盤整備協会】 当財団は、平成 25 年 11 月末までに解散する予定であり、その時点で府の損失補償も解消予定。</p>	措置
		<p>【大阪府住宅供給公社】 大阪府住宅供給公社では、平成 20 年 6 月に策定した「自立化に向けた 10 年の取り組み」の中で、借入金残高の計画的縮減を目標にしており、借入金の繰上償還等を着実に実施してきた。これにより府の損失補償額も平成 20 年度末は 1,441 億円、平成 21 年度末は 1,433 億円と削減されており、引続き取り組みを進めて行く予定。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
第5 監査の結果及び意見（各出資法人に対する指摘）			
<p>【1】財団法人大阪産業振興機構</p> <p>4. 意見</p> <p>（1）産業振興機構の今後のあり方を早急に検討すべき</p>	<p>府支援施策の実施機関としては、マイドームおおさか管理運営事業等の自主事業や法律に基づく事業に特化していく方向であることから、当該事業の方向性に適した法人運営の在り方や持続可能な運営体制を早急に検討すべきであると考えられる（意見番号 53）。</p>	<p>平成25年11月末までに円滑に公益財団法人に移行するとともに、その後も当機構が中小企業支援機関としての役割を着実に果たしていくためには経営基盤の強化が必要であることから、22年6月に中期経営計画を策定した。</p> <p>計画においては、財団法人大阪産業振興機構が府の中小企業支援事業の実施主体として、これまで培った経験とノウハウを活かし、専門性や迅速性を要するなど行政では対応が難しい業務をより一層効率的、効果的に実施すること、またそのために、今後、販路開拓支援等の公益事業の充実・強化とマイドーム事業の収益性向上による経営の安定等を図っていくとの方向性を示し、事業ごとの運営方針と当面3か年の具体的な取り組み内容を明記した。</p>	措置
<p>（2）展示場等施設運営事業の会議室の稼働率向上に向けた施策を講じるべき</p>	<p>展示会とタイアップした会議室の利用だけでなく、会議室単独での利用も念頭に、積極的にアピールすべきである（意見番号 54）。</p>	<p>景気の低迷や新型インフルエンザ等の影響を受け、平成21年度は展示場・会議室の稼働率が前年度からさらに落ち込んだが、22年度以降は、中期経営計画に基づき、営業活動の拡大（首都圏の企業、海外政府等主催イベントに関連する各種団体、ビジネスユース以外の主催企業等への積極的な営業）等に取り組むとともに、今後、インセンティブ（優遇制度）の新設等を検討するなど、展示場及び会議室稼働率の回復・向上を図る。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>(3) 大阪 TLO 事業は廃止を含めて抜本的に事業を見直すべき</p>	<p>事業の廃止を含め、事業内容を抜本的に見直す必要があると考えられる（意見番号 55）。</p>	<p>大阪 TLO 事業は平成 22 年度末で終了する。</p>	<p>措置</p>
<p>【2】財団法人大阪府タウン管理財団</p> <p>3. 有価証券の管理・運用</p> <p>(2)意見</p> <p>①長期の有価証券の運用にはリスクがあることを考慮すべき</p>	<p>仕組債の運用期間は20年～30年と長期にわたっており、発行体の破たん等による元本毀損のリスクは残っているため、長期の有価証券の保有には一定のリスクがあることを考慮して資産運用を行うべきである（意見番号 56）。</p>	<p>財団法人大阪府タウン管理財団では、平成 19 年に「資産運用指針」を定め、資産運用にあたっては、元本保証のある商品の運用を行っている。</p>	<p>措置</p>
<p>4. 中期経営計画に掲げられている保有財産の処分について</p> <p>(2)意見</p> <p>①府から譲り受けた資産の売却収入は府へ還元すべき</p>	<p>当売却収入については、もとの財産の所有者である府に還元することが望ましいが、現行制度上では公益法人は剰余金の処分、すなわち府への返還を行うことはできない。</p> <p>しかしながら、財団法人大阪府タウン管理財団は平成 23 年を目途に財団法人大阪府都市整備推進センターと統合することとしている。については、平成 17 年にタウン管理財団の</p>	<p>財団法人大阪府タウン管理財団は、平成 23 年度以降の早期に、財団法人大阪府都市整備推進センターと統合することとしており、その統合時に、残事業等の実施に必要な資金は確保しつつ、剰余金の府への寄附についても検討を行う。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>5. 府から財団法人大阪府タウン管理財団への負担金 (2) 監査の結果 ① 府が負担する負担金の金額については毎年見直すべき</p>	<p>前身である3つの法人が統合した際に、各法人が保有していた剰余金の一部である約260億円を府へ寄附したのと同様に、資産の売却収入を府へ寄附すべきである(意見番号57)。</p> <p>府が行っている他の委託契約と同様、府が支出している負担金については、毎年その金額の妥当性を検討すべきである(意見番号58)。</p>	<p>りんくうゲートタワービルの国際会議場運営に係る負担金については、毎年度、支出状況を審査して精算を行ってきたが、平成22年度より、運営経費のうち財団法人大阪府タウン管理財団が支出する業務委託費について、同財団が委託契約締結に際して委託先から徴収する見積書に関して、府としてもその妥当性を検討するとともに、委託料は委託期間終了後精算する方法に改めた。</p>	<p>措置</p>
<p>6. シャトルバス事業について (2) 意見 ① シャトルバス事業における負担のあり方を整理すべき</p>	<p>当該赤字の負担を削減するために、時間帯に応じたシャトルバスの便数の見直しや、鉄道やタクシーを利用した代金の負担方式などの支出削減策を検討すべきである。また、シャトルバス事業は、府がその必要性を認めて、ホテル事業の安定のために運行を継続すべきと判断をしたものである。そうであれば、財団法人大阪府タウン管理財団が赤字を負担して当該事業を継続する理由はなく、当該業務の負担のあり方も検討することが望まれる(意見番号59)。</p>	<p>府の厳しい財政状況などから、当該業務への新たな財政支出はできない状況の中で、支出削減策として、シャトルバスの便数について、現在の利用状況を検証し、ホテル事業に大きな影響が出ない範囲内で、見直す準備を進めており、平成23年度からの縮減に向けて、ホテル側と協議している。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>7. 府関連団体のりんくうゲートタワービルの賃貸 (2)意見</p>	<p>住宅まちづくり部タウン推進室及び財団法人大阪府タウン管理財団が賃借している面積はそれぞれの部局、財団法人大阪府タウン管理財団が必要としているスペースよりも広い面積であると試算される。府が「更生会社りんくうゲートタワービル株式会社」支援の要請に応じて賃貸を継続することはやむを得ないとしても、不必要に広いスペースを部局、財団法人大阪府タウン管理財団が使用し続けることは資産の有効活用の観点からは適切な利用であるとはいえない。要請に基づく利用期間は平成 22 年 12 月までであり、残りの 1 年未満という限られた期間ではあるが、少しでも余剰スペースの解消が図れるよう、その有効活用に努められたい（意見番号 60）。</p>	<p>タウン推進室及び財団法人大阪府タウン管理財団は、賃貸借契約上、事務室以外の使用や第三者への転貸等が禁止されていることから、具体的な余剰スペースの活用方策は見出しづらいが、関係機関との会議や、職員の研修など、残りの 1 年未満という限られた期間ではあるが、機会あるごとにその有効活用に努める。</p> <p>なお、タウン推進室は平成 22 年 12 月までに移転予定であり、財団法人大阪府タウン管理財団については、現契約期間満了後に賃貸面積等を縮小する。</p>

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>【3】大阪府住宅供給公社</p> <p>4. 事業用資産 (2) 意見 ①事業用土地については予定どおりに事業化を図り、保有し続けることにより生じるコストを抑えるべき</p>	<p>事業用地については、事業化が長引き土地を保有し続けると、その間も諸経費や支払利息等の負担が発生することを十分に考慮し、計画的に事業化を図るよう取り組むことが必要である。なお、計画的な事業化に際しては、例えば「箕面止々呂美プロジェクト」のように、公社独自の判断で進められるもののみでなく、府の都市開発計画に大きく左右されるものがある。この点、府は事業が計画どおりに進まない場合には、出資法人においても追加的な費用が発生していることを十分に認識すべきである（意見番号61）。</p>	<p>大阪府住宅供給公社では、保有する事業用地について、府など関係機関と協議しながら計画的に事業進捗が図れるよう取組みを進めていく。府としても、法人の費用負担が発生することを認識しながら事業を進めていく。なお、各事業における進捗状況は下記のとおり。</p> <p>枚方津田（11,050 m²）は、大阪府高等職業技術専門学校北部校（仮称）の用地として、平成22年12月に府へ売却予定。</p> <p>羽曳ヶ丘（約6.5ha）のうち、約5haは戸建住宅用地として、平成22年3月に売却済み。残り約1.5haについてはスポーツ施設用地（グラウンドゴルフ場）として平成22年度から羽曳野市に20年間の使用貸借中。</p> <p>箕面止々呂美は、財政再建プログラム（案）の方向性に沿って、当該区域の粗造成の概成が見込まれる平成24年度末までに府と情報交換を行って、以後の方向性を検討する。</p>
<p>5. 滞納家賃の徴収管理 (3) 意見 ①引き続き滞納者に対する督促を強化すべき</p>	<p>今後も公社は費用対効果を考えながら、より効果的な督促を行うように検討すべきである（意見番号62）。</p>	<p>大阪府住宅供給公社では、平成16年4月から民間の債権回収を専門とする派遣職員による初期滞納者への現地訪問や電話督促と併せて退去者に対しても家賃等の督促をしている。</p> <p>さらに平成17年6月から滞納して退去した者に対する督促業務を弁護士事務所に外部委託を行っている。</p> <p>今後は再度督促フローのさらなる見直し、弁護士事務所への早期依頼、保証人に対する支払督促などより一層効率的な督促を行っていく。</p>

2 平成20年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

普通財産の管理に関する財務事務について（行政財産の用途廃止事務を含む）

総括表

【平成22年9月17日現在】

項 目	監査の結果			意 見		
	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)
公有財産の管理に関する監査結果	1	1	0	10 (6)	10 (6)	0
普通財産貸付事務に関する監査結果	22 (1)	22 (1)	0	44 (20)	33 (9)	11 (11)
公有財産の有効活用に関する監査結果	2	2	0	39 (13)	34 (8)	5 (5)

(注1) 監査の結果・・・①合規性、②3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、是正・改善を求めるもの

意見・・・・・・・・・・監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置・・・・・・・・・・監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告・・・・・・・・措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対 応	
第4 公有財産の管理に関する監査結果			
<p>3. 公有財産管理のために財産活用課で情報のチェックを行うべき（意見）</p>	<p>上記1. において指摘した公有財産管理システムへの入力誤り、漏れが生じないように、（中略）公有財産管理システムの管理部局である総務部財産活用課による再チェックを行うことが必要と考える。</p> <p>総務部財産活用課においては（中略）入力情報のチェック、さらには有効活用されているか、といった点の確認を行うべきである。</p> <p>この点、確認内容の画一化、品質の保持のためには、財産活用課が実施する確認事項のチェックリストを策定すれば有効である（意見番号4）。</p>	<p>毎年度半期毎に公有財産の現在高を集計しており、その際、公有財産管理システムの入力内容を財産活用課でチェックしている。</p> <p>また、新公会計制度の導入に合わせて、平成22年度中に公有財産管理システムを再構築することとしており、現在あらためて入力内容を点検しているところである。なお、システム構築後は、財産の異動情報については、各部局において複数の点検を経て、財産活用課へ通知が到達する仕組みとなっている。さらに、財務会計システム上での財産の異動情報と、公有財産管理システム上の異動情報を突き合わせることで、入力誤りや漏れを点検する。</p>	措置
<p>4. 公有財産台帳価額の改定について</p> <p>（1）公有財産台帳価額の改定期間を短縮すべき（意見）</p>	<p>社会経済環境の変化は1年間でも著しいものがあり、土地、建物といった不動産については、1年間でも大幅に増減する。5年間をもって改定する現在の方法であると、府民は台帳価額をもって現況を確認することができない。5年間は長期間であり、改定の期間を短縮すべきと考える（意見番号5）。</p>	<p>新公会計制度の導入に合わせて、資産の評価方法を見直すこととしており、平成22年度中に公有財産規則の改正を行い価額改定の期間を1年に短縮する。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>(3) 建物等の公有財産台帳価額の改定方法について</p> <p>①建物の公有財産台帳価額の改定方法及び管理方法を見直すべき(意見)</p>	<p>府は当該省令(財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」)等を参考にして、さらに実態に即した詳細な改定倍率表を作成し、公有財産台帳価額の算出を行うべきである(意見番号7)。</p>	<p>新公会計制度の導入に合わせて、建物の台帳価格の改定については、平成22年度中に建物の構造をより細分化した区分により耐用年数を設定した上で、改定倍率表を作成し、これにより減価償却を行う方法とする。</p>	措置
	<p>また、建物取得後の経年劣化状況等を概括的に把握することが必要であり、減価償却計算は有用である。建物を有効活用するためには、減価償却計算結果及び建物の建築時期から老朽化の時期を予測し、建替・修繕等の多額の支出が発生することを見越した政策的意思決定が行われることが望まれる(意見番号8)。</p>	<p>新公会計制度の導入に合わせて、平成22年度中に減価償却方法を定率法から定額法に見直しの上、建物の建築年月日・構造・取得価格・減価償却額累計額等から建物取得後の経年劣化状況を把握し、建物管理や大規模修繕需要等の把握に活用する。</p>	措置
	<p>「残存率」については、4つの構造区分別に20～15%を設定しているが、一般企業が適用している法人税法の規定では、残存価額の考え方は現在廃止されている。このような状況を踏まえて府において適切な残存率の設定とすべきである(意見番号9)。</p>	<p>新公会計制度の導入に合わせて、平成22年度中に残存率設定について見直しを行う(残存率を0%に設定)。</p>	措置
<p>②「その他の公有財産」の公有財産台帳価額の改定方法を見直すべき(意見)</p>	<p>「その他の公有財産」についても、実態に即して台帳価額の改定を行うべきである(意見番号10)。</p>	<p>新公会計制度の導入に合わせて、「その他の公有財産」の台帳価格の改定方法についても、平成22年度中に見直しを行い、建物と同様に減価償却を実施し、価格改定を行うこととする。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
第5 普通財産貸付事務に関する監査結果			
<p>【3】貸付普通財産の使用目的別検討</p> <p>(意見)</p> <p>6. 保育園</p>	<p>同様に他の保育園敷地を目的とした貸付けについても減免取引から見直すべきと考える(意見番号21)。</p>	<p>稲田保育所敷地については、東大阪市と運営主体の法人と協議し、平成22年9月に同法人へ売却すべく手続中。</p> <p>島屋保育所敷地については、平成27年度末まで無償貸付契約を交わしているが、平成21年1月に貸付先である社会福祉法人島屋福社会に、有償貸付又は売却の検討を打診した。今後、法人内で検討を行う予定であり、引続き同法人に働きかけを行う。</p> <p>四天王寺夕陽丘保育園敷地については、貸付先である社会福祉法人四天王寺福祉事業団と調整の結果、平成22年度から賃貸借契約を締結しており、貸付料の減免は解消済み。今後は売却に向けて協議を進めていく。</p> <p>東大阪春宮(行政財産)については、平成22年度に貸付先の東大阪市と減免の見直しに向け協議を行う。</p>	<p>措置</p> <p>経過報告</p> <p>措置</p> <p>経過報告</p>
<p>7. 高齢者向け施設</p>	<p>高齢者向け施設については、3件すべて免除している。しかし、【1】1.に記載したとおり、平成18年2月の総務部長通知において府の事務事業との関連性があるもの等、貸付料減免の要件を厳格に適用</p>	<p>老人福祉センター楽寿荘用地については、平成21年度に貸付先である枚方市へ譲渡及び市有地と交換を行い、貸付料の減免は解消済み。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対 応
	<p>することを求めており、高齢者向け施設であることをもって免除理由とすることは妥当とはいえない。有償貸付へ見直すべきである（意見番号22）。</p>	<p>特別養護老人ホーム富美ヶ丘荘の職員寮の用地及び建物については、平成21年7月に貸付先である社会福祉法人恩賜財団済生会と有償貸付の検討を打診した。平成22年6月に利用状況の確認を行うとともに、今後の取り扱いについて協議を行った。今後も引き続き同法人と協議を行う。</p>	経過報告
<p>【4】貸付普通財産の貸付先法人種類別検討（意見）</p> <p>2. 地方公共団体</p>	<p>このように市に減額または免除により貸付けている場合においては、各々、かつては貸付け時の経緯はあったものの、現在の府の財政状況から鑑みて貸付料を徴収するよう交渉すべきである（意見番号23）。</p>	<p>富田林病院の建物については、貸付先である富田林市と、譲渡も含め協議中。</p>	経過報告
		<p>元大阪府立勤労青少年会館（泉ヶ丘勤労者体育センター）敷地については、貸付先である堺市に対し、現貸付期限の平成26年3月末以降は、無償貸付は困難である旨、申し入れを行った。</p>	経過報告
		<p>府営和泉北信太住宅の温水プール用地については、平成39年4月末まで契約をしているが、平成22年度に貸付先である和泉市と、対象地の売却も含めて減免見直しについて協議する。</p>	経過報告
<p>5. 職員向け団体（互助会）</p>	<p>貸付面積分に対する建物維持管理の経費見合分を貸付先である互助会が負担しているとのことであるが、その内容はあくまでも共益費に該当するものが大部分であり、原則としては、これとは別に公有財</p>	<p>平成23年度から貸付料を徴収する予定であり、現在、貸付面積を含めた契約内容について調整中。</p> <p>また、互助会が負担している新別館経費見合分については、共益費相当分を徴収することとして見直し予定で</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
	産規則第 33 条に則った貸付料の徴収へ向けた検討を行うことが求められる。また、同時に新別館の経費見合分として負担している内容について通常、借主が負担すべきものに該当しているか確認・整理することが必要である（意見番号 25）。	あり、貸付料と併せて調整中。	
	（地方職員共済組合大阪府支部への貸付について）互助会との貸付契約形態の検討時には併せて検討することが望まれる（意見番号 26）。	地方職員共済組合大阪府支部「以和貴荘」については、平成 22 年 12 月 28 日をもって営業を終了することが決定され、施設については、平成 23 年 1 月末で貸付契約は終了予定。	措置
【6】普通財産の貸付事務個別検討結果 3. 元難病相談室敷地 （2）意見 ①土地売却を推進すべき	府は、5 年後の契約満了時に、買取りか賃貸継続かの話し合いを行うのではなく、早い段階で、買取時期の決定に向けた交渉を行うことが望まれる（意見番号 28）。	現行の賃貸借契約の期間は平成 24 年度末までであるが、売却を前提として貸付先である吹田市に対して、毎年協議を行っており、引き続き、市に対して働きかけを行う。	措置
4. 元身体障害者更生授産所 （3）意見	本来は管理運営主体である東大阪市が所有権を取得すべき土地を、府が貸付料を免除して貸し続けていることから、早急にこの状況を解消することが望まれる（意見番号 29）。	平成 22 年度内に市有地との交換を前提に、東大阪市と協議を行っており、引き続き、市に対して働きかけを行う。	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
5. (元) 能勢の郷 (2) 意見 ①貸付料の徴収や資産の売却について検討すべき	現在のように普通財産として保有するのであれば、当該施設の置かれている状況を鑑みても、公有財産規則に規定する貸付料の徴収や資産の売却の可能性について検討すべきであると考えられる。(意見番号 30)	当該施設の立地条件等を考慮しながら、平成 22 年度中に不動産鑑定評価を実施し、貸付料の徴収や資産の売却の可能性について検討を行う。	経過報告
8. 岸和田市保健衛生センター敷地 (3) 意見 ①周辺地の有償貸付けの検討が必要	有償貸付部分の土地貸付料については、平成 20 年度から減額率を低下させ 5 年後には正規の貸付料とする合意ができているが、(中略) まずは駐車場として利用している部分を有償貸付とすることが求められる。次に、テニスコート部分について、(中略) 岸和田市にもその解決策を求め、府は岸和田市とともに土地の売却、有償貸付、その他有効利用を検討していくことが必要と考える (意見番号 33)。	現在、メディカルセンター敷地内の一部(入口緑地帯)を平成 24 年度までに売却する方向で調整中。 また、その他の部分(駐車場、テニスコート等)についても、買取り、賃貸について岸和田市と協議しているところ。	経過報告
9. 島屋保育所敷地 (3) 意見 ①貸付料の徴収を検討すべき	当該通知内容の変更に伴って、貸付料を免除する府の貸付方針も見直すべきである (意見番号 34)。	社会福祉法人についても、他の法人と同様、貸付料減免措置の必要性、妥当性を点検し、適正な取扱いを行うこととしている。現在、取扱い方針の見直しを検討中。	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>10. 泉南医療福祉センター敷地</p> <p>(2) 意見</p> <p>①介護保険施設(特別養護老人ホームほか)敷地使用部分は減免見直しが必要</p>	<p>今後は、他事業者との公平性の見地から介護保険施設の敷地として使用している部分の貸付料免除の見直しが必要である(意見番号36)。</p>	<p>平成21年2月以降、貸付先である社会福祉法人恩賜財団済生会に対し、無償貸付の継続が困難である旨を説明し、平成22年7月にも有償化に向けた協議を行っている。</p> <p>泉南医療福祉センターは、介護保険適用施設と医療施設が一体となって運営されており、有償化には、施設全体の収支が黒字となる必要があることから、今後も運営状況等を考慮しながら、働きかけを行う。</p>	経過報告
<p>②病院の公的役割部分に対してその相当額の支援を行うことに向けた検討に着手すべき</p>	<p>当該病院に対しても府が負担すべき公的部分の適正額はいくらかを明確にするように努め、その相当額の支援(補助金等)を行うことへ向けた検討が望まれる(意見番号37)。</p>		
<p>11. 大阪府立金剛コロニー</p> <p>(2) 意見</p> <p>①貸付料免除について財政的支援の関係を含めて見直すべき</p>	<p>貸付料を免除もしくは減免することはやむを得ないとも考えられるが、適切な根拠付けのもと補助金等を与える一方で貸付料を徴収する方法を検討することが求められる(意見番号38)。</p>	<p>金剛コロニーは、施設の再編整備計画により、平成29年度に民営化を進めることとしている。貸付先である社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団は、同計画に基づき法人の自立(民営)化を進めていることから、土地等を事業団に無償譲渡し、自立した運営を行えるよう、土地の分筆のため平成28年度までに境界確定等について検討を行う。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対 応
	<p>財政管理という観点からは、他施設入所者の減少に伴う遊休施設の発生が予測されることから、将来的な遊休資産の活用方法についても検討する必要があると考えられる（意見番号 39）。</p>	<p>現在、金剛コロニー再編整備を順次進めているところであり、金剛コロニー内の施設・設備等の遊休資産の活用については、金剛コロニーの民営化の方向性に合わせて検討する。</p>	措置
<p>13. 大阪府ビジネスインキュベーター施設</p> <p>(3) 意見 ②今後の施設の有効活用に留意すべき</p>	<p>このように、閉鎖した後で有効活用（民間貸付）していない場合には、年間ベースで 43,763 千円の損失（機会費用）が発生していることと同じであり、平成 20 年 7 月末に閉鎖したあとの早急な有効活用策の確定が求められる（意見番号 42）。</p>	<p>旧大阪府ビジネスインキュベーター施設については、大阪府における利用がないため、平成 22 年度中に売却手続きを行う。</p>	措置
<p>15. オオサカサンパレス</p> <p>(3) 意見 ②施設所有のあり方の検討</p>	<p>府の財政が悪化している現状において、「大都市圏における勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図る」目的のために当施設を所有する意義を鑑みるところ、府は当施設を所有する意義は低い、と思われる。今後、最適な施設所有のあり方を検討することが求められる（意見番号 45）。</p>	<p>本施設の保有・運営については、毎年度の収入が支出を上回っており府の負担はない。また、雇用・能力開発機構から建物を譲り受ける際に、府で平成 31 年度末まで供用することが条件になっており、株式会社阪急阪神ホテルズに当該年度まで貸し付けている。ただし、貸付期間満了後の本施設の所有のあり方については検討する。</p>	措置
<p>16. 大阪府立労働センター11階</p>	<p>貸付料の減額のみでなく、労働者福祉会館としての貸与そのもの見直しが求められる（結果番号 16）。</p>	<p>平成 21 年度契約から、貸付料の減免をしないこととした。 また、平成 23 年度中に労働者福祉会館としての貸与</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
(2) 監査の結果 ①労働者福祉会館の貸与の見直しを行うべき		を見直す予定であり、府の労働施策の実施場所等で使用していくこととする。	
(3) 意見 ①労働センターとしての一体的活用	11階部分も10階以下のフロアとともに労働センターとして一体的に活用することが望ましいと考える(意見番号47)。	府立労働センターの11階部分については、平成23年度中に10階以下のフロアと同様の行政財産とすることとしており、今後は、貸し会議室などの公の施設や府が庁舎や労働施策の実施場所としてより有用性の高い活用を図ることとしている。	措置
17. 大阪府港湾教育訓練センター (2) 意見 ①社会情勢の変化等に即応して、貸付料減免の見直しが必要	府は、貸付先に「当該施設が貸付料免除施設には該当せず、適切な貸付料の負担が必要であること」の理解を求め、負担スキームを検討する必要がある(意見番号48)。	平成21年3月以降、貸付先である社団法人港湾教育訓練協会に対し、貸付料負担の協議を行っているが、同協会は、これ以上の負担は難しいとして、合意に達していない。	経過報告
③施設の売却を推進すべき	独立行政法人雇用・能力開発機構が全施設を管理・運営する方が、本来の役割分担に合致するとともに、施設運営及び管理の効率性や有効活用の観点から優れていると考える。よって、府は当該センター建物の持分を同機構に売却することも検討すべきと考える(意見番号50)。	港湾教育訓練センターは、独立行政法人雇用・能力開発機構が全施設を運営する方が効率的と考える。平成21年3月に売却にかかる協議を行う必要性について同機構に申し入れた。摂津市にある関西職業能力開発促進センター(ポリテクセンター関西)とあわせて、今後も協議を行っていく。	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
<p>26. 千代田台分譲住宅残地</p> <p>(3) 意見</p> <p>①貸付料を免除すべきではなく、かつ早期に河内長野市へ売却すべき</p>	<p>本来は管理運営主体である河内長野市が所有権を取得すべき土地を、府が貸与していることから、無償貸付けの基準に合致しない。(中略) 財政状況が悪化している状況は府も同様であり、それを理由に45年間という長期間にわたり、貸付料を免除し続けることは妥当でない(意見番号54)。</p>	<p>都市計画法に基づく都市計画決定済みの公園用地は、平成23年度中の有償化又は売却に向けて河内長野市との間で協議中である。</p> <p>都市計画対象外の緑地のうち、売却処分可能地は平成23年度に一般競争入札による処分を予定し、売却処分が困難な急斜面地は河内長野市への無償譲渡に向けて協議中。</p>	措置
第6 公有財産の有効活用に関する監査結果			
<p>【3】全般的検討(意見)</p> <p>8. 普通財産の未利用地・低利用地</p> <p>(2) 庁舎周辺整備用地</p> <p>②意見</p> <p>(A)「庁舎周辺整備用地」の早急な有効活用方針を確定すべき</p>	<p>府庁舎の建て替え(または移転、土地活用)案のどの案においても、構想案対象外となっている用地については、資産維持コスト(草刈り費用等)を勘案しつつ、早期売却等の対策を検討すべきである(意見番号64)。</p>	<p>大手前地区のまちづくりとして、具体的な土地利用計画の策定を進めている。その中で事業化の見通しなども含めて検討することとしており、事業化する見込みの無い用地については、売却等の活用策を検討中。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対 応	
<p>(B) 時価を反映した公有財産台帳価額とすべき</p>	<p>台帳価額改定の趣旨に鑑みると、平成 14 年度ではなく、実際の土地開発基金において取得した年度に比べた土地改定倍率等を使用して実態に即した台帳価額を改定すべきである。</p> <p>なお、現在の実態を反映した価額を試算したところ、(中略) 13,341 百万円の台帳上での含み損(台帳価額と時価の乖離額)がある(意見番号 65)。</p>	<p>平成 21 年 9 月の概算鑑定額に基づき、公有財産台帳価額の改定を行った。(20 年度台帳価格 16,359 百万円・改定後台帳価格 3,024 百万円)</p>	措置
<p>【6】低・未利用行政財産の個別検討結果</p> <p>1. 砂川厚生福祉センター</p> <p>(2) 意見</p> <p>①総合的な土地利用計画が必要</p>	<p>今後、センター再編整備の進展に伴い、センターの必要敷地は減少し未利用の土地が増加していくことになる。その場合において、センター内の施設・運動場等の配置に加え、残された土地の利便性を考慮(例えば、利用しやすい形状にする、外部からのアクセスを考慮するなど)して、現在のセンター敷地全体の利用価値を高め、有効活用の方法を早急に検討することが望まれる(意見番号 72)。</p>	<p>府立佐野支援学校の生徒数の急増に対応するため、敷地の一部(15,376 m²)を平成 21 年 7 月から平成 25 年 5 月まで、同支援学校の仮設校舎用地として使用許可を付与し、平成 22 年 4 月より府立佐野支援学校砂川校として開校している。</p> <p>本センターの今後の土地利用計画については、本使用期間が終了するまでに検討する。</p>	経過報告
<p>7. (旧)大阪中央環状線用地</p> <p>(2) 意見</p> <p>①隣接地の保有者への買い取りを求めるべき</p>	<p>既に府も交渉を行っているところであるが、当該府有地は隣接する大阪市の土地と一体化され駐車場となっていることから、積極的に隣接地の所有者への買い取りを求めるべきである(意見番号 76)。</p>	<p>平成 17 年度から大阪市に対し当該用地の買い取りを申し入れており、今回の監査結果を受け、平成 21 年 3 月に改めて買い取りを申し入れたところ、同市は、早期の買い取りは困難であるが、将来地下鉄の車両拡大に併せて買取の意向があることを示した。</p> <p>これを受けて、平成 22 年 3 月に再度買い取りを申し入れたが、同市は、財政状況を理由に早期の買い取りは、困難であるが、将来買取るとした意向については変わり</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
		が無い旨、回答があったので、今後も引き続き、早期に買取りが行えるよう協議を行う。	
<p>9. 大阪河内長野線道路予定敷地</p> <p>(2) 意見</p> <p>①地域活性化につながるような有効活用への取組みを行うべき</p>	<p>事業化の目途がたたない道路用地については、フェンスで囲い空き地のままとするだけでなく、地域の活性化につながるような利用方法を検討することもある有効活用の方策であると考え。このような有効活用の方策については、当該用地のみならず、他の事業用地等においても積極的に取組むことが望まれる(意見番号 78)。</p>	<p>大阪狭山市に道路占用許可(許可日:平成 22 年 9 月 8 日)を行い、隣接地であり、大阪狭山市の観光資源である狭山池ダム利用者の臨時駐車場として活用している。</p>	措置
<p>10. 都市計画道路泉州山手線用地</p> <p>(2) 意見</p> <p>②機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取組むべき</p>	<p>毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである(意見番号 80)。</p>	<p>長期未着手である道路の都市計画については、平成 22 年度中に見直しの基本方針を策定し、それに基づき平成 23 年度から平成 25 年度に都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化または廃止を決定する。</p>	経過報告
<p>11. 都市計画道路大阪岸和田南海線用地</p> <p>(2) 意見</p> <p>②事業予定地の有</p>	<p>かつて駐車場として使用されていた用地であることから、行政財産有効活用の観点から府が駐車場として使用許可を与え、使用料を徴収することも可能と考える(意見番号 82)。</p>	<p>事業予定地の有効活用を図るため、引き続き民間事業者等に駐車場や資材置き場等で貸付又は使用許可を与える事業を検討する。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対 応
効活用へ取り組むべき			
③機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取り組むべき	毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号 83）。	長期未着手である道路の都市計画については、平成 22 年度中に見直しの基本方針を策定し、それに基づき平成 23 年度から平成 25 年度に都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化または廃止を決定する。	経過報告
12. 久宝寺緑地用地 (2) 意見 ①事業予定地の有効活用化へ取り組むべき	事業予定地の有効活用化のために、都市部と近接している環境から、例えば一時的に貸付農地として利用する（一般家庭へ畑等の用地として貸し出す）等の対策を図るべきである（意見番号 84）。	事業予定地の有効活用として、現在、府民協働で小学校などの校庭に植えられた芝を維持していくために必要な補植用の芝の育成場所として使用している。	措置
13. りんくう公園用地 (2) 意見 ②事業予定地の有効活用へ取り組むべき	用地売却を実施した場合、会計上では損失が実現することとなるが、毎年約 12 百万円（平成 20 年予算ベースでは 12,181 千円）の除草・フェンス修繕費用が発生していることも踏まえ、有効利用の方針を早急に策定することが求められる（意見番号 87）。	事業予定地の有効活用として、現在、府民協働・企業連携による緑化のための花苗の生産拠点として使用している。	措置
15. (元) 八尾 (払下げ) (2) 意見	府が本来、管理すべき道路は地方幹線道であり、当該道路のような生活道路は市町村が管理することが望ましい。 平成 18 年度末現在で元府営住宅払下残地は 154	元府営住宅払下残地及び元分譲住宅残地のうち、大部分を占める現況道路敷は、道路認定基準を満たしているものは順次引継ぎを行っている。 また、道路以外のその他の土地について、活用可能な	措置

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対 応
①速やかに地元自治体へ移管すべき	筆 35,166.99 m ² 、同種の元分譲住宅残地は 130 筆 119,460.59 m ² が保有されており、速やかに移管あるいは譲渡による処分を行う必要がある（意見番号 89）。	土地は一般競争入札及び有償により処分を行うべく準備を行っているところである。 なお、八尾払下残地の道路敷については、道路として幅員不足、側溝が無いなど認定基準を満たしていないため、平成 21 年度に八尾市と移管協議を行うも引継ぎは困難との回答。	
16. 大東朋来（旧住道） （2）意見 ②早急に処分方針を決定し、処分に向けた事務に着手すべき	上記のとおりそもそも平成 13 年度まで当物件を放置したことは問題であるが、平成 13 年から既に 7 年も経過している。もともと大東市にも非のある案件であり、早急に大東市に市道認定を求め、入札による処分が可能な環境を整える必要がある（意見番号 91）。	社会福祉法人から活用の打診があるため、土地処分のための環境整備として、現在、大東市と市道認定について協議中であり、市道認定後（平成 22 年度末に市道認定見込み）に土地売却手続きを進める。	措置
17. 阪南桃の木台 （2）意見 ②当物件の利用計画を早急に再検討すべき	補助金返還の問題はあるものの、戸建住宅建設への計画変更も含めて当物件の利用計画を早急に再検討する必要がある。 阪南スカイタウンの物件の分譲価格から概算すると、当物件全体の分譲価格は 5 億円程度になると思われる。（中略）このまま当物件を放置すれば、その間の維持管理費用 1,000 千円のほか、金利相当額や固定資産税などの機会費用も毎年発生する。これらのコストも十分に加味して検討を行うべきである（意見番号 93）。	建設工事の着手については、現在、利用計画の代替案と並行して検討を進めており、府営住宅のストック総合活用計画の見直しに併せて改めて事業方針を決定する予定。	経過報告

3 平成19年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

都市整備部が所管する港湾事業及び河川事業並びに総務部危機管理室が所管する事業の財務に関する事務の執行

総括表

【平成22年9月17日現在】

項 目	監査対象機関 (部局等)	指 摘			意 見		
		件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)
港湾に関する事務	都市整備部 港湾局	19 (2)	19 (2)	0	17 (4)	17 (4)	0
	堺泉北埠頭 株式会社	4	4	0	10 (4)	6	4 (4)
	泉大津港湾都市 株式会社	2	2	0	4	4	0
河川及び水防に関する事務	都市整備部 河川室	0	0	0	16	16	0
危機管理に関する事務	総務部 危機管理室 (現 政策企画部)	1	1	0	23	23	0

(注1) 指摘・・・①合法性、合規性、②経済性・効率性・有効性の観点から、是正・改善を求めるもの

意見・・・指摘には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、大阪府の組織及び運営の合理化に資するために述べる
見解のこと

(注2) 措置・・・指摘等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告・・・措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

第2 大阪府港湾局

7 行政財産の普通財産化

(4) 監査の結果及び意見

包括外部間さ結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
①基本方針実現のための具体的対策の大幅な遅れ	普通財産化の具体的対策及びスケジュールを早期に策定し、実行するべきであった。【指摘】	<p>「港湾施設用地の普通財産化の基本方針（昭和 61 年 3 月策定）」に従い、臨海債事業用地だけでなく、埠頭債により造成された附属用地等についても、その施設区分や建物の有無、現状の利用形態等を踏まえ、計画的に普通財産化に取り組み、収入増加に努めることとするため、普通財産化推進スケジュールである「行政財産の普通財産化の基準（平成 18 年 3 月）」を策定した。</p> <p>同基準に基づき企業ヒアリング及び交渉等を行った結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度 泉佐野港 約 10,000 m² <li style="padding-left: 20px;">阪南港 貝塚旧港地区 約 4,000 m² ・平成 20 年度 堺泉北港 助松地区 約 5,300 m² <li style="padding-left: 20px;">阪南港 地蔵浜地区 約 1,800 m² ・平成 21 年度 堺泉北港 汐見地区 約 10,500 m² <li style="padding-left: 20px;">阪南港 地蔵浜地区 約 1,000 m² <p>の、普通財産化を行った。</p> <p>引続き、同基準に定めた取組期間（平成 18 年度から平成 24 年度）内に集中して、土地の効率的利用を進めると共に、収入増を目指し、普通財産化の推進に向けた取組を行う。</p> <p>なお、例外的扱いについては、企業誘致や湾岸線整備に伴う移転交渉等の推進に係るものについて特例措置を実施したものであり、現在では例外的取扱いを行って</p>	措置
②例外的取扱いの問題点	激変緩和の必要性等から、例外的に特別な取扱いがやむを得ない場合であっても、期間（例えば 10 年や 20 年）を限定して認めるのが相当であった。【指摘】		
③平成 18 年 3 月作成の「行政財産の普通財産化の基準」の問題点	（前略）基本方針に従い、行政財産の普通財産化をより一層推進することが求められる。【意見】		
④港湾事業経営上の問題点 イ 土地の効率的利用が阻害されていること	附属用地や荷さばき地の使用率が全体的に高いこと（中略）に鑑みると、民間業者が長期間使用する土地については、普通財産化したうえで民間事業者に効率的に利用してもらい、一方、不要となった土地については、利用希望者に新規貸付を実施することにすれば、民間事業者間の公平性も保たれるうえ、港湾のさらなる発展にもつながるはずである。【意見】		
ウ 大阪府の収	（前略）行政財産の普通財産化の遅れのために、大阪		

包括外部間さ結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
入が抑えられていること（財政上の問題点）	府の収入が低く抑えられているという現状は、大阪府の財務状態に余裕がないことをあわせ考えれば、小さな問題ではないと言わざるを得ない。【意見】	ない。	
⑤結論	<p>基本方針に従い、臨海債事業による土地だけでなく、埠頭債事業による土地で堅固な建物の敷地になっている土地についても、速やかに普通財産化の対策を講じることが望まれる。</p> <p>なお、大阪府において、現在に至るまで長年にわたり基本方針が十分に実施されてこなかったという経緯に鑑みれば、上記対策の策定及び実施にあたっては、具体的対策を策定するだけでなく、実施状況を検証することができるよう、数値目標を設定することが望まれる。【意見】</p>	同上	措置

第3 堺泉北埠頭株式会社

8 青果事業

(4) 大阪府営施設の使用料が低廉に抑えられていること

包括外部間さ結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
①燻蒸上屋の使用料 エ 監査の結果及び意見	（前略）燻蒸上屋は特別会計に属するものであり、特別会計は原則としてその収入でもって費用を賄うべきものである。この特別会計の趣旨に鑑みれば、大阪府において、燻蒸上屋の使用料について、原価との乖離を縮小する努力が求められる。【意見】	<p>青果事業関連施設の使用料については、近隣の港湾管理者による同様の施設の利用料金の引下げや、青果燻蒸基準の緩和及び外部環境の悪化など、事業環境が激変している。</p> <p>相応の料金改定にあたっては、近隣港の動向、事業環</p>	経過報告

包括外部間さ結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
②大阪府営上屋の屋上使用料	大阪府は、更地利用の場合の料金設定とは異なり、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】	境等を踏まえるとともに、さらに平成 22 年 5 月に国土交通省が成長戦略を発表し、将来の港湾経営の主体を三セク会社とする法制化や、税の優遇措置等を検討することが盛り込まれたことから、これらの動向を見極めつつ、引続き検討を行う。	
③上屋敷地の使用料	同上【意見】		
④まとめ	(前略) 青果事業関連施設使用料については、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】		